

○糸島市中小企業振興基本条例（案）

玄界灘に面し、大陸からの新文化の玄関口として栄えた糸島には、古代から多くの人々がつどい、中国の史書「魏志倭人伝」に「伊都国」としてその名を残しています。この地は、縄文、弥生、古墳時代からの輝かしい歴史に加え、江戸時代に唐津街道の宿場町として栄えた時代を経て、人と豊かな自然の調和を図りながら発展してきました。

近年、自然の豊かさが再認識される中、多種多様な農林水産物やそれら食材を活用した加工品が注目を集め、関連する産業の活性化や中小企業間・産業間の連携による地域経済の好循環が進んでいます。また、九州大学の知的資源や研究機能を活用した先端産業の集積や新産業の創出など、経済を生み出す可能性を秘めています。

こうした経済発展の基礎を築き原動力となってきたのは、市内に所在する大多数の中小企業です。中小企業は、事業の持続・発展に伴う雇用の創出や労働者所得の確保に寄与するとともに、市民生活の向上、地域コミュニティの担い手、災害時の対応など、本市のまちづくりに幅広く重要な役割を果たしています。

しかしながら、就労人口の減少、若者の市外での就職、中小企業の後継者問題、災害時の事業継続、急速な技術革新など、中小企業は大きな変化の局面にあります。

このような局面にあるからこそ、市は中小企業振興を重要政策として位置付け効果的な施策を実行するとともに、中小企業支援団体は中小企業の持続的発展に実効性ある支援を提供し、教育機関は本市の中小企業の現状を知り若者に伝え、市民は消費者として本市経済の一翼を担っていることを意識することによって、中小企業の自主的な努力を基本としつつも、中小企業の持続的発展に一丸となって取り組むことが必要です。

ここに、中小企業の振興を図ることにより、地域に根付く中小企業を創出、育成、存続し、さらに次世代に引き継ぐとともに、市民や市内で働く人たちが働くことへ生きがいを感じ、人生を豊かに過ごす持続可能なまちの実現に向け、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業が本市経済において重要な役割を果たしていることに鑑み、中小企業の振興について基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。

- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業支援団体等 商工会その他中小企業に対する支援を行う団体又は個人をいう。
- (4) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び信用保証協会をいう。
- (5) 教育機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。
- (6) 大学及び研究機関 学校教育法第1条に規定する大学及び研究開発を行う機関をいう。
- (7) 大企業者 中小企業者以外の事業者であつて、市内に事務所等を有するものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、中小企業者自ら経営の改善及び向上に努めるとともに、本市の農林水産物、多様な人材、その他本市の特性を活かし、かつ、守りながら、市、中小企業支援団体等、金融機関等、教育機関、大学及び研究機関、大企業者の相互連携及び市民の協力を得ることを基本として推進されなければならない。

- 2 中小企業の振興は、中小企業一般に比して経営基盤がぜい弱な小規模企業者に配慮して推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有するとともに、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 市は、前項に定める施策を効果的に推進するため、中小企業支援団体等、金融機関等、教育機関、大学及び研究機関、大企業者と緊密に連携するよう努めるものとする。
- 3 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な各種研修、人材交流を通じて、専門的知識及び経験を有する職員の育成に努めるものとする。
- 4 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会を増大するよう努めるものとする。

（中小企業者の努力）

第5条 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的に経営の改善及び向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、地域における雇用の維持創出及び人材の育成並びに労働環境の整備に自主的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 中小企業者は、その事業活動を通じて、地域の活性化に資するよう努めるものとする。
- 4 中小企業者は、中小企業支援団体等への加入に努めるとともに、市及び中小企業支援団体等が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業支援団体等の役割)

第6条 中小企業支援団体等は、中小企業者の経営の改善及び向上を図るための取組みを、積極的に支援するよう努めるものとする。

2 中小企業支援団体等は、前項に掲げる取組みを進めるため、中小企業者及び地域の現状把握に努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、中小企業者の資金需要に対する適切な対応並びに経営の改善及び向上に対する支援に努めるものとする。

2 金融機関等は、市内における創業に対し、積極的な支援に努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関は、理想とする勤労観、社会観を育むキャリア教育を通じて次世代を担う人材の育成に努めるものとする。

2 大学及び研究機関は、中小企業に対し、研究開発及びその成果の普及に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第9条 大企業者は、中小企業者が地域社会において果たす役割の重要性を理解し、その事業活動を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業の振興が本市経済の健全な発展、雇用の創出及び市民生活の向上に寄与することの重要性を理解し、市内での消費行動その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するものとする。

(基本施策)

第11条 市は、第3条に定める基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 経営基盤の強化並びに経営の革新及び持続的な発展に関する施策

(2) 災害等緊急時の事業継続及び回復に関する施策

(3) 創業及び事業承継に関する施策

(4) 人材の確保及び育成並びに労働環境の整備の啓発に関する施策

(5) 中小企業間及び産業間の連携による経済循環の向上に関する施策

(6) その他市長が必要と認める施策

(振興計画)

第12条 市長は、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する計画を策定する。

(振興審議会)

第13条 本条例の適正な運用を図り、中小企業振興施策に広く意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、糸島市中小

企業振興審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（実施状況の公表）

第14条 市長は、中小企業の振興に関する施策の実施状況を公表するものとする。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。